



ふれあい運動会に向けた活動が増え、園庭でも少しずつ子どもたちの元気な声が響いてきました。かけっこやリレー、表現活動などに取り組むなかで友だちと一緒に頑張る楽しさを感じているようです。一人ひとりの成長を大切にしながら、本番まで楽しく取り組んでいきたいと思います。

朝夕と日中の気温差が大きくなる時期です。衣服の調整や十分な休息を心掛けながら、一人ひとりの体調に合わせて過ごして行きたいと思います。ご家庭でもお子さまの様子を確認し、無理のない生活を心掛けていただければと思います。



保育目標



- ☆ からだを動かしてあそぶ楽しさを味わう。
- ☆ 秋の自然に興味や関心を持ち、触れたり遊んだりすることを楽しむ。



10月の行事予定



【運動会ごっこ】

◎0, 1, 2歳児が体操やかけっこを楽しみます。

【ふれあい運動会】

◎3歳以上児がかけっこやリレー、玉入れやダンスを楽しみます。

◎英語教室（さくら組） ◎身体測定（胸囲）

◎体操教室（ゆり、さくら組） ◎避難訓練

◎第2回歯科検診 ◎ふれあい運動会総練習

◎おはなしコロリン（さくら組）

◎卒園記念写真撮影（さくら組） ◎第2回健康診断

◎合同交通安全誘拐防止指導

◎誕生会、絵本読み聞かせ、ハロウィン



◎毎週1回…清潔検査、交通安全誘拐防止指導、石拾い

◎毎月1回…砂場掘り起こし

11月の行事予定

・12日（木） 総合避難訓練





お知らせ&お願い



* 赤い羽根共同募金運動について

10月1日～全国で行われます。赤い羽根は、(勇気・礼儀・寛容)などのシンボルとして用いられました。

保育園では、10月1日(木)～30日(金)園正門及び保育室にて募金を行います。ご協力をお願いします。

* 保育料の納入期限を必ず守りましょう。今月の保育料の引き落としは

11月2日(月)です。事前に残高の確認をお願いします。



生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます。

令和8年9月1日から生活道路における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げとなります。

特に道幅が狭い道路の最高速度が引き下げとなりますので、より一層安全運転を心掛けましょう！

園児の送迎などで車を利用される際は、これまで以上に周囲の安全を確認し、速度を落としてゆとりを持った運転を心掛けましょう。特に園の周辺や住宅地では、子どもが急に飛び出すこともあります。「子どもの命を守る」という意識を大切に、交通ルールを守って安全運転をお願いします。

園でも保育のなかで交通ルールや安全な道路の歩き方について伝えています。ご家庭でも、交通安全についてお子さんと一緒に話し合う機会をつくってみてください。

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます!!

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60km/h → 30km/h

▼ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▼

- 1 道路標識又は道路標示による中央線又は車線通行等が設けられている一般道路
- 2 道路の標識上又は標識の他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- 3 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する付道車道及び減速車道以外のもの
- 4 自動車専用道路

●道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

●決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考え、安全な速度で走りましょう。

警察庁・都道府県警察

3歳以上は交通ルールを学びに園外に行きました。



0, 1, 2歳児は園庭に横断歩道を書き、渡り方を学びました。